

諫早市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年11月11日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度（夏季）学校用備品等実地監査結果報告

1 監査の対象 長田小学校、有喜小学校、有喜中学校

2 監査実施日 令和元年7月24日（水）

3 監査の着眼点

(1) 土地・建物について

- ① 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換等の異動について正確に記録されているか。
- ② 財産台帳及び附属図面と合致しているか。
- ③ 財産台帳外に存在するものはないか。
- ④ 財産の維持管理及び補修は適切になされているか。
- ⑤ 消防法その他法令等に基づき防火防災対策は適正に行われているか。
- ⑥ 境界の確定（境界標の設置等）は適切か。
- ⑦ 不法占拠防止策（フェンス、立看板等の設置）は万全か。

(2) 物品について

- ① 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
- ② 年度末において当面必要としない物品を多量に購入していないか。
- ③ 備品台帳と現物が合致しているか。
- ④ 備品の処分は適正に行われているか。
- ⑤ 台帳に登載されていない備品は存在していないか。
- ⑥ 寄附物品は寄附収受の手続がとられているか。
- ⑦ 借用又は占有動産の管理は適切か。

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、監査対象施設の財産台帳、附属図面、重要物品現在高調書、備品現在高一覧表、重要物品及び備品購入一覧表等の提出を求め、公有財産の維持管理や物品の出納保管について、実地に現物検証を行った。

また、必要に応じて、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、監査を実施した。

5 監査の結果

施設の維持管理については、財産台帳等関係書類及び施設の整備状況、また、物品の出納保管については、備品管理記録票等の関係書類の整備状況及び現品の保管状況を監査した結果、おおむね適正に執行されており、特に指摘すべき事項等は見受けられなかった。

なお、監査の際の軽微な注意事項については、関係職員に対し、口頭でその改善を求めた。